

農村発イノベーション推進事業（整備支援）実施要領

第1 事業の目的

農村発イノベーションに取り組む事業者に対して、農林水産物に加え、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した加工・体験施設、農家民宿、農家レストラン等の運営に必要な施設、機械、リノベーション等の整備に必要な経費を支援することで、農村の交流人口増加、農村への誘客を促すことを目的とする。

第2 補助事業者

市町、農林漁業者等

第3 事業実施主体

福井県内に在住する農林漁業者等または農林漁業者と連携した取組みを行う集団等

第4 事業の内容

農村資源を活用し、農村の交流人口を増加させる魅力となる加工品や体験等を提供するために必要な施設および機械設備等の整備に対して、別紙により助成を行う。

第5 補助要件

- 1 本事業で支援した機械、施設を用いて加工または体験の提供を行うこと。
- 2 農村資源を活用した農村振興に資する取組みとなっており、農林漁業者の収益の増加につながること。
- 3 農村への交流人口の増加が見込めること。

第6 補助金交付手続き

補助金交付手続きは、福井県補助金等交付規則および農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。

第7 事業実施計画書の提出

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、農村発イノベーション推進事業（整備支援）実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を作成し、市町長に提出するものとする。ただし、事業を実施する地域が複数の市町にまたがる

場合や事業を実施する市町と居住する市町が異なる場合等、市町長への提出が困難な場合には、居住地の農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下、「農林総合事務所等長」という）に提出することができるものとし、事業実施による受益地域が県全域にまたがる場合等においては、知事に提出することができるものとする。

- 2 市町長は、提出のあった計画書を所管の農林総合事務所または嶺南振興局の農業経営支援および林業、水産担当部課（以下「農林総合事務所等担当部課」という。）と協議、審査し、農林総合事務所等長に提出するものとする（様式第2号）。ただし、嶺北地域の漁業者等が事業実施主体の場合は、水産課と協議、審査し、知事に提出するものとする。
- 3 計画書の内容を変更する事業実施主体は、変更実施計画書（様式第3号）を作成し、計画書と同じ提出先に提出するものとする。
- 4 市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を作成し（様式第4号）により計画書と同じ提出先に提出するものとする。

第8 事業実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和6年度から令和10年度とする。
- 2 第7の計画書に基づく事業の実施期間は、当該年度内とする。

第9 報告等

1 入札てん末報告

事業実施主体は、入札を終了したときにはすみやかに、入札てん末（様式第5号）を、計画書と同じ提出先に報告するものとし、報告を受けた市町長等は、様式第6号により計画書と同じ提出先に報告するものとする。

なお、入札差金（以下「差金」という。）の他への使用については、原則として認めないが、同事業実施上において、その事業の効果を高めるためにやむを得ないものにあつては、次の手続きを了したうえで処理するものとする。

ア 事業実施主体は、この差金を使用しようとする場合は、入札差金使用申請書（様式第7号）を計画書と同じ提出先に提出するものとする。

イ 市町長等は、前項の事業実施主体から申請があつた場合は、（様式第8号）により計画書と同じ提出先と協議し、その指示を受けなければならない。

2 状況報告

市町長は、交付要綱に定めるところにより、状況報告書を農林総合事務所等長に提出するものとする。

3 事業実績報告

市町長は、事業完了後、交付要綱に定めるところにより、事業完了実績報告書を農林総合事務所等長に提出するものとする。

4 事業計画達成状況報告

市町長は、事業実施年度から5年間、毎年度、当概年度における達成状況等を、事業計画達成状況報告書（様式第9号）により、翌年度の6月末までに農林総合事務所長等に提出するものとする。この場合、市町長は、あらかじめ事業実施主体から、事業計画達成状況報告書（様式第10号）により報告を受けるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、当事業に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この実施要領は、令和6年4月1日より施行する。

別紙

農村発イノベーション推進事業（整備支援）の内容

1 補助対象および補助率

事業内容			補助対象となる施設・機械等	補助率
農村資源を活用した加工	加工・販売施設等整備		加工場、加工用機器、直販施設 等	1/3 以内 (補助上限額 10,000 千円)
	農家レストラン等整備		飲食店施設、移動販売用車両、付帯施設 等	
農村資源を活用した体験	農家民宿等整備		宿泊施設、付帯施設 等	
	体験提供施設等整備	体験施設整備	体験用施設・機器、付帯施設 等	
		園地（圃場）造成	客土、整地、抜根 等	
		排水施設	暗渠、明渠、排水桝 等	
		かんがい施設	定置配管、貯水槽、給水ポンプ、さく泉 等	
		作業道整備	作業道の整備 等	
	栽培用機械施設	ハウス、栽培機械・装置、栽培管理機械・装置、融雪装置、暖房装置 等		
その他目的達成に必要と認められるもの				

2 採択基準

- (1) 農村の交流人口増加、農村への誘客促進に繋がる内容であること
- (2) 地域の農林水産業の活性化につながる内容であること
- (3) 地域の農林水産物、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した内容であること
- (4) 過去に実施した他の同様の事業の目標達成状況なども加味し、本事業の継続性や目標達成の実現見込みがあること
- (5) 農林漁業者の売上増加につながる取組みであること
- (6) 農林漁業者と連携した内容であること